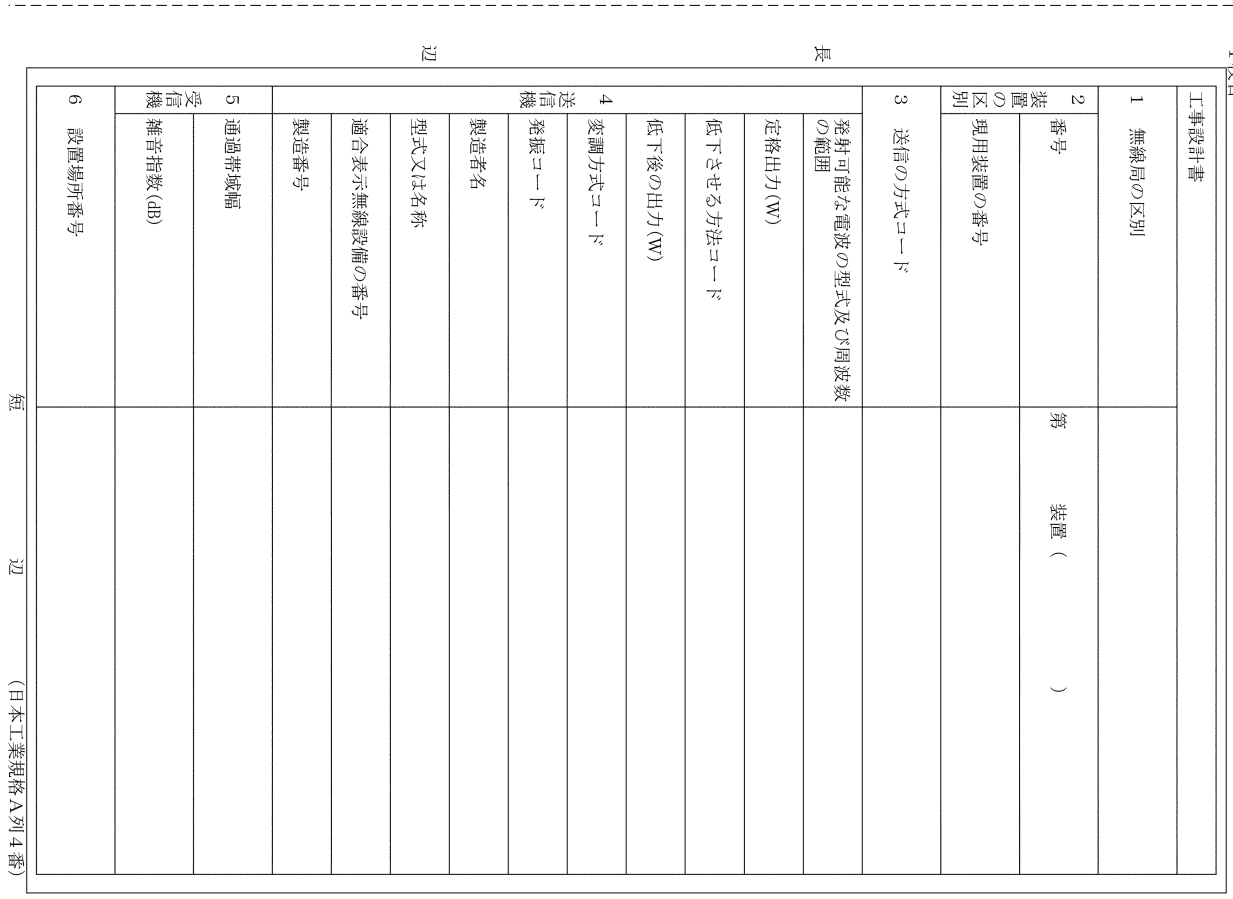
別表第二号の二第1　基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。以下この別表において同じ。）の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）




別表第二号の二第1　基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。）の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

